

代表理事就任のご挨拶

特定非営利活動法人浜松成年後見センター
高木誠一

当法人の運営に際し、会員の皆様、また行政、施設関係者などの皆様方からの暖かいご支援とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

去る6月19日開催の定期総会において前代表理事横尾恵美子の後を継ぎ、代表理事に就任いたしました。重い責任を感じておりますが、どうか関係各位の皆様の変わらぬご支援をお願いします。

成年後見制度は、認知症や知的障がい等があるがために自身で権利を主張したり、また権利侵害が起きたときに自身で救済を訴えたりすることが困難な人のための権利擁護を図ることを目的とした制度です。

権利擁護で何より大切なことは、本人が自分らしく生きることを求める支援の視点です。本人の意思が尊重され、本人の自己実現に向かう支援こそが権利擁護の根幹であります。生きているのは本人自身であり、生き方の最終的な決定権は本人にあるということを決して忘れてはいけないと考えております。当法人の後見事務に携わるスタッフには、とことん本人から学び、本人の意思を確認し、尊重し、その人の権利が実現（行使）されることを支えていく「本人中心支援」の姿勢を大切にしていきたいとお願いたします。

ご利用者のほとんどは、医療や福祉サービスを受けながら暮らしている方々ですので、ご本人の尊厳や権利を擁護していくためには、直接ご利用者のいのちや暮らしを支えてくださる医療関係者、福祉関係者の方々との連携が不可欠です。当法人も支援チームの一員として、本人の意向に沿った暮らしの実現や権利侵害の回復に協働して活動するとともに、地域の権利擁護の態勢づくりの一翼を担ってまいりたいと思います。

また、現行の制度やサービスでは十分に本人の権利が実現できない現状もあり、制度の隙間を埋めるための創造的な権利擁護の実践活動や制度への提言も当法人の責務であると考えております。

今後とも当法人は、成年後見制度の啓発普及の活動、成年後見人の担い手の育成、権利擁護に関する研究や提言など、法人後見のメリットを生かした権利擁護の活動を発展させていく所存です。

一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2021年6月24日